

岩手県告示第97号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年2月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公共測量を実施する地域

- (1) 盛岡市三本柳5地割から津志田21地割まで
- (2) 盛岡市下厨川穴口から滝沢市菓子まで
- (3) 岩手郡岩手町大字江刈内第1地割から第3地割まで
- (4) 岩手郡岩手町大字五日町第12地割
- (5) 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割
- (6) 岩手郡岩手町大字御堂第3地割から二戸郡一戸町大字中山字大塚まで
- (7) 二戸郡一戸町小繫字西田子
- (8) 二戸市石切所字大村
- (9) 二戸市金田一字上田面
- (10) 二戸市金田一字上田面から字荒田まで
- (11) 二戸市金田一荒田から字八ッ長まで

2 公共測量を実施する期間 平成28年10月26日から平成29年3月24日まで

3 実施する公共測量の種類 公共測量（空中写真撮影及び地図情報レベル500数値地形図データ作成）